

## 第 159 問 使用者責任

- 1 第1 715条1項
- 2 1 Cは、A会社に対し、民法715条1項本文に基づく損害賠償請求権  
3 を根拠に、損害賠償を請求することができるか。
- 4 2 「被用者が」「第三者に加えた損害」について、Bは、Cに対し、不  
5 法行為責任（709条）を負うか。
- 6 「権利又は法律上保護される利益を侵害」について、Bが甲不動産を  
7 Cに売り付けて代金を自ら利得しようと考え、本件契約を締結したこと  
8 は、当該要件に当たる。
- 9 「損害」について、CがBにだまし取られた代金は、当該要件に当た  
10 る。
- 11 「よって」について、否定する事実はないから、当該要件に当たる。
- 12 「故意」について、Bは甲不動産をCに売り付けて代金を自ら利得し  
13 ようと考えていたから、当該要件に当たる。
- 14 したがって、Bは、Cに対し、不法行為責任を負うから、「被用者  
15 が」「第三者に加えた損害」に当たる。
- 16 3 「他人を使用」について、BはA会社の被用者であるから、A会社は  
17 当該要件に当たる。
- 18 4 「事業の執行について」について、Bは、取得した担保物件の売却処  
19 分を含む業務に従事していたが、最終的な決定権限は有していなかった  
20 ため、当該要件に当たるか。
- 21 取引の場面では、取引の外観を信頼した被害者を保護すべきである。  
22 したがって、「事業の執行について」とは、行為の外形から観察して、  
23 使用者の職務の範囲内の行為に属するものとみられる場合を含むと解す  
24 る。しかし、当該場合であっても、行為が被用者の職務権限内において  
25 適法に行われたものではなく、相手方がそのことを知りながら、又は重  
26 過失により知らなかつたとき、「事業の執行について」に当たらないと  
27 解する。
- 28 本件では、本件契約は、その外形から観察して金融業を営むA会社の  
29 職務の範囲内の行為に属するものとみられる場合に当たる。
- 30 また、Cは、BがAの支配人であるというDの言葉を信じていたか  
31 ら、本件契約がBの職権限内において適法に行われたものではないこと  
32 を知らなかつたといえる。さらに、Bの代理権について特に調査してい
- 請求、根拠
- 要件、主張、根拠
- 要件、事実、結論
- 要件、事実、結論
- 要件、事実、結論
- 要件、事実、結論
- 要件、事実、結論
- 結論
- 要件、事実、結論
- 要件、問題提起
- 解釈
- 事実、評価
- 事実、評価
- 事実、評価

33	なかったものの、それだけで重過失により知らなかつたとまではいえない。	●結論
34	したがって、本件契約は、「事業の執行について」に当たる。	●要件、事実、結論
35	5 免責事由がないこと（715条1項但書）について、否定する事実はないから、当該要件に当たる。	●請求の結論
36	6 よって、Cは、A会社に対し、損害賠償を請求することができる。	●請求、根拠
37	第2 その他の根拠	
38	1 Cは、A会社に対し、売買契約に基づく目的物引渡請求権（555条）を根拠に、甲不動産の引渡請求をすることが考えられる。当該請求	●要件、事実、結論
39	2 売買契約の締結について、BとCとの間の本件契約の締結は、当該要件に当たる。	●主張、根拠
40	3 では、本件契約の効果は、有権代理（99条1項）を根拠に、A会社	●要件、事実、結論
41	に帰属するか。	●主張、根拠
42	「意思表示」について、本件契約は、当該要件に当たる。	●要件、事実、結論
43	「代理人」について、Bは、最終的な決定権限は有していなかったから、当該要件に当たらない。	●要件、事実、結論
44	したがって、本件契約の効果は、有権代理を根拠に、A会社に帰属しない。	●主張の結論
45	4 そこで、本件契約の効果は、表見代理（110条）を根拠に、A会社に帰属するか。	●主張、根拠
46	5 「代理人がその権限外の行為」について、上記の通り、当該要件に当たる。	●要件、事実、結論
47	6 「本人のためにすることを示し」（99条1項）について、代金受領証には受領者として「A会社B」と記載されていることから、当該要件に当たる。	●要件、事実、結論
48	7 「信」じたことについて、CはBに代理権があると誤信しているから、当該要件に当たる。	●要件、事実、結論
49	8 「正当な理由」について、「正当な理由がある」とは、代理権を有すると信じたことに過失がないことをいう。本件では、Cは、Bの代理権について特に調査していなかったのであるから、過失があるといえる。	●要件、解釈
50	9 したがって、「正当な理由」に当たらない。	●事実、評価
51		●結論

65 よって、本件契約の効果は、表見代理を根拠に、A会社に帰属しない。  
66

67 5 以上より、Cは、A会社に対し甲不動産の引渡請求をすることができ  
68 ない。

69 以上  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96

●主張の結論

●請求の結論